児童手当の認定請求（新規）を申請する場合に必要な添付書類

提出書類の□にチェック☑ し、必要事項を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。

|  |
| --- |
| **【 新規申請（第１子出生、派遣戻り等） 】提出必須書類** |
| □ ①　世帯全員の住民票【写し可】（続柄記載・マイナンバー省略）  　　　　 なお、別居の子がいる場合は、上記に加え別居先の世帯全員の続柄記載のある住民票（写し可）も必要です。  ※全ての書類で子の続柄が確認できない場合は、申請者との続柄がわかる書類  （住民票除票、戸籍謄本等）の提出も必要です。  　　　　 ※同時に「扶養手当」等の申請がある場合、住民票の提出は１通で結構です。 |
| □ ②　申請者本人の令和6年度所得(課税)証明書【写し可】(取得できる最新のもの)  　　　　 ※**氏名、住所、令和５年分所得額、控除額、扶養親族数等が記載されたもの** |

**③～⑤に該当する場合は、上記書類に加え書類提出が必要です。必ずご確認ください。**

|  |
| --- |
| 《大学生年代（18歳以上22歳まで）の子がおり、かつ子の人数が3人以上である場合》 |
| □ ③　監護相当・生計費の負担についての確認書（[様式](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/13886/7-320jidouteatekakuninnsyo_1.xlsx)） |

|  |
| --- |
| 《配偶者が控除対象配偶者でない場合》 |
| □ ④　配偶者の令和６年度所得(課税)証明書【写し可】  　　　　 ※**氏名、住所、令和５年分所得額、控除額、扶養親族数等が記載されたもの** |

|  |
| --- |
| 《居住地の市町村において児童手当を受給していた場合》 |
| □ ⑤　児童手当支給事由消滅通知書[写し]  　　　　 ※⑴居住地の市町村において児童手当を受給している場合（民間に勤務していた方等）、又は  　　　　　 ⑵前職が公務員の方で、前職の自治体で児童手当を受給されていた場合、提出が必要です。  　　　　 ※⑴の場合は児童手当受給要件消滅の手続き後、市町村において発行されます。消滅の手続きについては、居住市町村へご確認ください。  　　　　 ⑵の場合は、前職場から発行されます。 |

|  |
| --- |
| 《⑥に該当する場合、上記に加えて必要な添付書類があります。  事前に**総務サービス課福利厚生・認定Gへ必ずご連絡ください**》  【連絡先】総務サービス課福利厚生・認定G：06-6944-6083（内線4154） |
| □ ⑥　・海外留学等により別居している子を申請する場合  　　　　 ・同居優先（離婚協議中）により申請をする場合  　　　　 ・未成年後見人として申請する場合  　　　　 ・単身赴任等による別居で申請する場合  　　　　 ・父母指定となったことにより申請する場合 |

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請の有・無に○を記入 | 有・無 | 電子申請日 | 年　　月　　日 |
| 所属 |  | 職員番号 |  |
| 氏名 |  | 連絡先(内線) |  |